

NPO法人日本障害者協議会  
障害者政策に関する公開質問状への回答(2021年秋<衆院選>) 概要版

◇政党の並びは左から与党・野党、現在の衆院勢力順です。

Q1-1. 新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について	自民	公明	立憲	共産	維新	国民	社民	れいわ
①政府の対策は十分である。								
②感染者が増え、政府の対策には多少問題がある。								
③政策が後手後手で感染者が増大してしまい、政府の責任は大きい。			○	○		○	○	○
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○	○			○			
Q1-2. 新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について	自民	公明	立憲	共産	維新	国民	社民	れいわ
①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。		○	○	○		○	○	○
②当面は感染対策に力を入れ、収束後に後遺症対策を検討する。								
③後遺症は時間が経てば治るので、今のままでよい。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○				○			
Q2. 防災ならびに災害対策について	自民	公明	立憲	共産	維新	国民	社民	れいわ
①避難所の環境は障害のある人にとって利用しづらい現状であるが、災害時は仕方ないので我慢してもらいたい。								
②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。	○	○	○	○	○	○	○	○
③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。	○	○	○	○	○	○	○	○
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。								○
Q3-1 旧優生保護法被害者に対する補償について	自民	公明	立憲	共産	維新	国民	社民	れいわ
①当面は一時金支給法による支給を行っていく。		○	○		○	○		
②国として被害者に謝罪をし、その上でその意を込める形で相応の補償額とすべきである。				○			○	○
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○							
Q3-2 「除斥期間」について	自民	公明	立憲	共産	維新	国民	社民	れいわ
①「除斥期間」は法律で定められていることであり、仕方がない。					○			
②優生保護法被害者の実態から、「除斥期間」の起算点を考慮すべきである。			○			○		
③判決を出すにあたって「除斥期間」を考慮すべきではない。				○			○	○
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○	○						
Q4 障害者差別解消法の見直しについて	自民	公明	立憲	共産	維新	国民	社民	れいわ
①一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。			○	○	○	○	○	○
②障害者差別解消法の問題点は十分認識しているので、再度の見直しについては可能な範囲で進めていく。								
③障害者差別解消法の再度の見直しについては、時間をかけて慎重に議論していく。								
④障害者差別解消法の再度の見直しは必要ない。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○	○						
Q5 障害者虐待防止法改正について	自民	公明	立憲	共産	維新	国民	社民	れいわ
①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。			○	○	○	○	○	○

② 通報義務の対象に学校、保育所等、医療機関、官公署等を含めるのは時期尚早である。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○	○						
<b>Q6-1 障害者の労働政策について(検討の方法、あり方について)</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 障害のある人の就労支援に関しては、現在の福祉部局と労働部局をあわせた新たな部局を設置し、切れ目のない総合的な施策を講じる体制を整備する必要がある。				○			○	○
② 今回の報告書については、法改正まで両部局合同で検討する必要がある。			○		○			
③ 課題の整理は両部局合同で行い、それを踏まえた法改正についてはそれぞれの部局が持ち帰るのがよい。	○					○		
④ 福祉部局と労働部局の分担は従来通りのままでよい。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。		○						
<b>Q6-2. 障害者の労働政策について(特別事業について)</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 上記特別事業を抜本的に拡充し、通勤支援及び就業中の生活支援を希望する障害のある人が、必要に応じて重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護等の障害福祉サービスを働く場面で利用できるようにする必要がある。			○	○			○	○
② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。	○	○			○	○		○
③ 上記特別事業に取り組む市町村が増えないのなら、これを終了するのがよい。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。								
<b>Q6-3. 障害者の労働政策について(障害者雇用ビジネスについて)</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社が異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上問題がある。				○			○	○
② 参加する企業は自ら障害者雇用に直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。			○	○			○	○
③ 障害のある人が満足しているのであれば、良いと思う。					○	○		
④ 問題があるとは思わない。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○	○						
<b>Q7-1. 措置入院の退院後支援のあり方について</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。		○		○		○		○
② 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察の協力は必要である。					○			
③ 精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害のある人の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法及び関係法令の抜本改正がまず先である。							○	○
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○		○					
<b>Q7-2. 精神障害者の生活の場のあり方について</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 住宅政策		○	○	○			○	
② ヘルパー(介助)制度の充実			○	○				
③ グループホームの増設							○	
④ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実		○			○	○		○
⑤ 障害者総合支援法による計画相談体制の充実					○			
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○							○
<b>Q8. 所得保障のあり方について</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 無年金障害者の解消				○		○		○
② 障害基礎年金の増額				○		○	○	○
③ 目的別の手当の整備								

④ 生活保護の拡充(①～③の課題が本筋であるが、当面の応急対応として)								○
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○	○	○		○			
<b>Q9. 基本合意と骨格提言について</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 基本合意と骨格提言は完全に実現された。								
② 基本合意と骨格提言はやや実現された。		○	○		○	○		
③ 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない。								○
④ 基本合意と骨格提言は全く実現されていない。				○			○	
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○							
<b>Q10. 全世代型社会保障システムについて</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
①「全世代型社会保障システム」は世代間を超えた支え合いを目的とするもので、推進すべきである。	○	○				○		
② 人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。	○	○	○					○
③ 病床削減なども含め医療と福祉が縮減されているのが実態である。さらに障害者政策と介護保険の統合の議論もくすぶり続けている中、財政効率化政策の転換を図るべく、利用者目線に立ってそれぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。				○			○	○
④ 現在のままでよい。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。					○			
<b>Q12-1. 障害者の政策立案決定段階の参加について(障害のある当事者)</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。				○			○	○
② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。								
③ 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである。					○			
④ 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○	○	○			○		
<b>Q12-2. 障害者の政策立案決定段階の参加について(障害のある当事者の家族)</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の2分の1以上参加させるべきである。								
② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。				○			○	
③ 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害者の家族から意見聴取を行うべきである。								
④ 障害に関わる国の審議会では、障害者の家族を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。								
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○	○	○		○	○		○
<b>Q13. 全体予算に占める障害者予算の割合と財源について</b>	<b>自民</b>	<b>公明</b>	<b>立憲</b>	<b>共産</b>	<b>維新</b>	<b>国民</b>	<b>社民</b>	<b>れいわ</b>
① 早急に(OECD)上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。			○	○			○	
② 時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。		○						
③ 上位10位以内にこだわらなくてよい。								
④ 上位10位以内にこだわらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。					○			
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。	○					○		○